

久喜市物品購入検査規則の一部を改正する規則

久喜市物品購入検査規則（平成２２年久喜市規則第６８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「１００万円」を「１５０万円」に改め、同項に次の１号を加える。

（３）１件の契約金額が１００万円以上１５０万円未満の物品購入 物品購入担当課が属する部の副部長

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の久喜市物品購入検査規則第３条第１項の規定は、令和７年７月１日以後に物品購入検査依頼書の提出があった物品購入の検査について適用し、同日前に物品購入検査依頼書の提出があった物品購入の検査については、なお従前の例による。